

令和7年度 神奈川支部事業計画について

令和7年度 事業計画（案）

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
主な重点施策と具体的な取組 1. 基盤的保険者機能の盤石化 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、更に業務の標準化、効率化、簡素化を徹底する。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。 （1） 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、<u>先行きが不透明な協会の保険財政について、</u>協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力<u>を行うとともに、</u>県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、<u>安定した財政運営を行う観点から</u>積極的に意見発信を行う。 （具体的な取組） ・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して積極的に情報発信する。 ・ 健康づくりや医療費適正化等に係る県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。	主な重点施策と具体的な取組 1. 基盤的保険者機能の盤石化 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、更に業務の標準化、効率化、簡素化を徹底する。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。 （1） 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、<u>更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、</u>協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力<u>により、保険料の上昇を抑制するため、</u>県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。 （具体的な取組） ・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して積極的に情報発信する。 ・ 健康づくりや医療費適正化等に係る県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<u>経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、</u>今後も<u>協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な</u>状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会 で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。	【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<u>医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、</u>今後も<u>楽観を許さない</u>状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と業務改革の徹底 ・ <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</u> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、<u>すべての職員の多能化を進め、</u>事務処理体制を強化<u>する</u>ことで生産性の向上を図る。 ・ <u>業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、</u>業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理<u>を行うとともに、</u>職員の意識改革を促進する。	(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化<u>を図る</u>ことで生産性の向上を図る。 ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
(具体的な取組) ・ ミーティングの頻度を高め、職員同士のコミュニケーションの活性化を図るとともに、業務処理にかかる課題や情報を共有し、業務の標準化、効率化、簡素化に対する意識改革を促進する。 ・ OJT を積極的に行うとともに、ジョブローテーションによる職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。 ・ <u>自動審査状況等について課題を抽出し、プロジェクトチームにおいて対策を講じて業務の効率化を推進する。</u> 【困難度：高】 <u>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。</u>このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーカードの一体化にかかる経過措置など制度改革への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。	(具体的な取組) ・ ミーティングの頻度を高め、職員同士のコミュニケーションの活性化を図るとともに、業務処理にかかる課題や情報を共有し、業務の標準化、効率化、簡素化に対する意識改革を促進する。 ・ OJT を積極的に行うとともに、ジョブローテーションによる職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。 【困難度：高】 <u>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</u> また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。
② サービス水準の向上 ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。<u>また、2026（令和8）年1月に電子申請を導入する。</u> ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。 ・ <u>コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。</u> ■ KPI：1）サービススタンダードの達成状況を100%とする	② サービス水準の向上 ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。加えて、<u>「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</u> ■ KPI：1）サービススタンダードの達成状況を100%とする

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする
(具体的な取組) ・ お客様満足度調査結果より、要改善項目について、支部独自で運用している「電話対応セルフチェックシート」に盛り込み、電話対応に携わる全ての職員・契約職員の意識向上を図ることで、サービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、かつ、支払いまでの平均所要日数を7日以内とする。また、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。 ・ 現金給付等の郵送による申請や、2026(令和8年)1月に導入される電子申請の利用について、電話対応時等、加入者と接する機会を通じて案内する。 ・ 毎週、健康保険相談員とミーティングを実施することにより課題を抽出し、また、勉強会などを通して育成や指導をすることで課題解決を図り、電話相談業務の質の向上に努める。 ・ サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。 ・ 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、特に注意が必要と思われる意見・苦情をピックアップし、電話や窓口対応に携わるすべての職員・契約職員に周知することによりサービス改善に繋げる。 ・ 支部コールセンターにおける外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能による相談業務の効果的な活用及び支部ホームページに外国人加入者向けのリーフレット等の情報を提供し、外国人加入者の利便性の向上を図る。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めている。現金給付費の申請件数が年々増加している	(具体的な取組) ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。 ・ 現金給付等の郵送による申請及び各種申請書の新様式の利用を促す広報を実施するとともに、電話対応時に郵送による申請を依頼する。 ・ 本部が進める相談体制の標準化に合わせて、電話相談業務について、受電体制の整備を図る。 ・ サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。 ・ 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加して

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
<u>なか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。</u>	いるなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。<u>加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</u>
③ 現金給付の適正化の推進 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について<u>業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</u> ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、<u>データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。</u> ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への<u>電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u> （具体的な取組） ・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、<u>業務マニユ</u>	③ 現金給付の適正化の推進 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について<u>適正に実施する。</u> ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請<u>又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</u> ・ 被扶養者資格の再確認について、<u>マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u> （具体的な取組） ・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、<u>手順書に基</u>

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
<u>アルに基づき、日本年金機構等関係機関との連携、及び、マイナンバー情報照会</u>を確実に実施する。 - 現金給付の支給決定後に資格記録（資格取得年月日・標準報酬月額等）が変更された場合や、<u>加入者等からの情報提供により、不正請求が疑われる事案について、適切に調査を実施する。</u> <u>柔道整復施術療養費に係る多部位かつ頻回及び、負傷と治癒等を繰り返す申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。また、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術が多い傾向の施術所に対し、警告文書を送付する。</u> - あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期施術者等に対する文書照会を実施する。 - 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。	づき確実に実施する。 - 現金給付の支給決定後に資格記録（資格取得年月日・標準報酬月額等）が変更され不正請求が疑われる事案について、適切に調査を実施する。 <u>日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。</u> - 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。 - 施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。 - あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期施術者等に対する文書照会を実施する。 - 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。
④ 海外療養費の給付適正化の推進 - 海外療養費の給付適正化及び不正請求防止のため、支給申請の審査を強化する。 （具体的な取組） - 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。 - 治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、<u>加入者や</u>海外を含む医療機関等に対する照会を積極的に実施する。 - 被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。 - 海外の渡航がわかる書類の確認を徹底し、不正請求を防止する。	④ 海外療養費支給申請の審査の強化 - 海外療養費の給付適正化及び不正請求防止のため、支給申請の審査を強化する。 （具体的な取組） - 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。 - 治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、海外を含む医療機関等に対する照会を積極的に実施する。 - 被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。 - 海外の渡航がわかる書類の確認を徹底し、不正請求を防止する。

⑤レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し協会本部が示した今後の内容点検体制のあり方（協会における審査の効率化・高度化の取り組み）に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。
- ・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

- KPI：1）協会のレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする

$$(\text{※}) \text{ 査定率} = \frac{\text{協会のレセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会の医療費総額}}$$
- 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

（具体的な取組）

【内容点検】

- ・ 集計ツール等を活用した再審査結果の分析や点検員との面談により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。

⑤レセプト点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況等を踏まえ、協会本部が示した今後の内容点検体制のあり方（協会における審査の効率化・高度化の取り組み）に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。
- ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、協会本部が示した今後の資格点検の実施方法や体制の見直しに基づき、支部における体制の見直しを検討する。

- KPI：1）協会のレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする

$$(\text{※}) \text{ 査定率} = \frac{\text{協会のレセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会の医療費総額}}$$
- 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

（具体的な取組）

【内容点検】

- ・ 集計ツール等を活用した再審査結果の分析や点検員との面談により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
- 点検員のスキルアップを図るため、定期的に勉強会や研修を実施する。 <u>毎月の</u>自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 - 高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先<u>的かつ重点的に行い</u>、査定率及び1件当たりの査定額の向上に努める。 - 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。 - 進捗会議において、再審査結果の分析等に基づいた効果的な議論を行い、継続的に業務改善を図る。 <u>協会本部が示した今後の内容点検体制のあり方（協会における審査の効率化・高度化の取り組み）に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。</u> 【資格点検及び外傷点検】 - 業務マニュアル等に基づく点検・照会業務を確実に実施する。 「管理者による進捗確認の手引き」に基づく進捗管理を徹底し、事務処理の遅れ、漏れの防止に努める。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）<u>に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、</u>協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達している<u>ことから</u>、KPIを達成することは、困難度が高い。	- 点検員のスキルアップを図るため、定期的に勉強会や研修を実施する。 - 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 - 高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先<u>した効率的な点検により</u>、査定率及び1件当たりの査定額の向上に努める。 - 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。 - 進捗会議において、再審査結果の分析等に基づいた効果的な議論を行い、継続的に業務改善を図る。 【資格点検及び外傷点検】 - 業務マニュアル等に基づく点検・照会業務を確実に実施する。 「管理者による進捗確認の手引き」に基づく進捗管理を徹底し、事務処理の遅れ、漏れの防止に努める。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）<u>を行っている協会では、</u>システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。<u>このような中で、</u>KPIを達成することは、困難度が高い。
⑥ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 <u>保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</u>	⑥ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 <u>債権回収をより円滑に実施するため、研修等を充実させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。</u>

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、<u>日本年金機構と連携し</u>周知広報を実施する。 ■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	<u>無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</u> <u>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、</u>オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。 ■ KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする <u>2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする</u> <u>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</u>
（具体的な取組） - 発生した債権（返納金・損害賠償金等）については、全件調定し、速やかに納付書を送付するとともに、無資格受診者に対しては保険者間調整に関する案内を行う。 - 未納者に対しては、保険者間調整の案内を含めた催告状（一次・二次）を送付するとともに、高額債務者には電話催告、弁護士名による催告を計画的に実施し、債権の早期回収に努める。 - 弁護士名による催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。 - 債権担当職員の債権管理回収業務にかかるスキルアップを図るため、定期的に勉強会等を実施する。	（具体的な取組） 1） 返納金回収率の向上 - 発生した債権（返納金・損害賠償金等）については、全件調定し、速やかに納付書を送付するとともに、無資格受診者に対しては保険者間調整に関する案内を行う。 - 未納者に対しては、保険者間調整の案内を含めた催告状（一次・二次）を送付するとともに、高額債務者には電話催告、弁護士名による催告を計画的に実施する<u>など、催告および保険者間調整の実施を徹底</u>し、債権の早期回収に努める。 - 弁護士名による催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。 - 債権担当職員の債権回収業務にかかるスキルアップを図るため、定期的に勉強会等を実施する。 <u>2） 保険証回収強化</u> <u>無資格受診にかかる返納金の発生を抑止するため、保険証未返納者に</u>

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、<u>保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、</u>レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。<u>しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、</u>KPIを達成することは、困難度が高い。 ※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。	<u>対して返納催告を確実に実施する。また、保険証の未返納者が多い事業所に対して、早期返納を促すための文書等を送付する。</u> <u>・ 資格喪失届における保険証の返納について、速やかに返納するよう加入事業所等への周知広報を実施する。</u> <u>・ 回収不能届を活用した電話催告を有効に実施するため、日本年金機構に対し回収不能届への電話番号の記載について依頼を行う。</u> 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 <u>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</u> ※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。
（3）<u>DX（デジタルトランスフォーメーション）</u>の推進 i）オンライン資格確認等システムの周知徹底 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023（<u>令和5年</u>）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がるこ	（3）ICT化の推進 i）オンライン資格確認等システムの周知徹底 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
とから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・ <u>マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。</u> ・ <u>マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。</u> ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・ <u>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。</u> <u>特に経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間満了前に資格確認書を発行する。</u> iii) 電子申請等の導入 ・ <u>加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月導入予定の電子申請等について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</u>	事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・ <u>マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</u> ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・ <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</u>
（具体的な取組） ・ 加入者及び事業所を対象に、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用、<u>電子処方箋及び電子申請等</u>について、各種媒体を活用した周知・広報を行う。 ・ マイナンバー収録を正確に行い、未収録者への照会を適切に行う。 ・ マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットを周知するとともに、<u>マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない等、資格確認書が必要な加入者に対し、速やかに発行する。</u> ・ <u>マイナ保険証の利用促進に取り組むとともに、健康保険証が使用できなくなった後の混乱を防ぐため、資格確認書等の制度周知に取り組む。</u> 【重要度：高】 <u>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了すること</u>	（具体的な取組） ・ 加入者及び事業所を対象に、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用及び電子処方箋について、各種媒体を活用した周知・広報を行う。 ・ <u>保険証の新規発行が原則廃止された後の混乱を防ぐため、資格確認書や記号番号通知書が発行されることなど、一体化に伴う変更点についても周知する。</u> ・ マイナンバー収録を正確に行い、未収録者への照会を適切に行う。 ・ マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットを周知するとともに、<u>資格確認書の発行を円滑に行う。</u> 【重要度：高】 <u>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環</u>

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
から、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が満了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。	としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 (1) データ分析に基づく事業実施 - 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 - 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 (具体的な取組) - 本部が作成した分析用マニュアルなどを活用し、医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差、性別、業態別、年齢階層別、疾病別等の分析を行い、支部の医療費適正化や加入者、事業所の健康づくり対策を検討する指針とする。 - 県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等も踏まえ、地域の健康づくりや医療費適正化に資する情報提供を行う。 - かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費や健診結果について分析を行い、従業員の健康リスクを抱えた事業所の健康づくりの支援に活用する。	2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 (1) データ分析に基づく事業実施 - 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 - 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 (具体的な取組) - 本部が作成した分析用マニュアルなどを活用し、医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差、性別、業態別、年齢階層別、疾病別等の分析を行い、支部の医療費適正化や加入者、事業所の健康づくり対策を検討する指針とする。 - 県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等も踏まえ、地域の健康づくりや医療費適正化に資する情報提供を行う。 - かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費や健診結果について分析を行い、従業員の健康リスクを抱えた事業所の健康づくりの支援に活用する。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。	【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。
(2) 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 - 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）においては、循環器系疾患の入院受診率に着目した取組を推進し、メタボリックシンドローム及びメタボリックシンドローム予備群の保有率を減らすことを目標とする。 (具体的な取組) 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 2年目にあたる2025（令和7）年度は、分析ツールを活用し選定した地域や業態に、健康づくりに向けた働きかけを行う。	(2) 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 - 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）においては、循環器系疾患の入院受診率に着目した取組を推進し、メタボリックシンドローム及びメタボリックシンドローム予備群の保有率を減らすことを目標とする。 (具体的な取組) 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 - 初年度にあたる令和6年度は、分析ツールを活用した現状の分析を進め、ターゲットとする地域や業態について検討する。
② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、	② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度か

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部

「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。

- ・ 事業者健診データの取得について、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見、重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」などのオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- ・ 健診体系の見直しとして 2026（令和8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 56.6%以上とする
2）事業者健診データ取得率を 5.9%以上とする
3）被扶養者の特定健康診査実施率を 28.4%以上とする

（具体的な取組）

【生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得】

- ・ 関係団体等と連携し、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、健康宣言事業所には職員が訪問等を行い、重点的かつ優先的に働きかける。
- ・ 生活習慣病予防健診の予約手続きにおける利便性を高めるため、受診可能健診機関や出張会場の開催場所及び日程を簡易に検索できる支部独自サービスを拡充する。
- ・ 健診機関との連携を密にし、好事例の横展開や情報交換を行うとともに、生活習慣病予防健診未利用事業所に利用勧奨を実施する。また、健

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部

ら付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。

- ・ 被扶養者に対する特定健診について、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し円滑な運用を図る。

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 56.0%以上とする
2）事業者健診データ取得率を 5.2%以上とする
3）被扶養者の特定健康診査受診率を 27.2%以上とする

（具体的な取組）

【生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得】

- ・ 外部委託を積極的に活用し、新規適用事業所や健康宣言事業所等に対する生活習慣病予防健診の利用勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診未利用事業所については、事業者健診データ取得に向けた文書勧奨等を実施する。
- ・ 健診機関との連携を密にし、好事例の横展開や情報交換を行うとともに、生活習慣病予防健診未利用事業所に利用勧奨を実施する。また、健診機関が保有する事業者健診データについて、報奨金を活用し、より多くの提出を早期に促す。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
診機関が保有する事業者健診データについて、報奨金を活用し、<u>電子カルテ情報共有サービスの活用</u>を促す。 - 外部委託を積極的に活用し、事業者健診データ取得に向けた<u>事業所への</u>文書勧奨等を実施する。 【特定健康診査】 - 協会の特定健診と市町村のがん検診の同時受診が可能である健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて周知を行う<u>とともに、年度当初の受診案内においても自治体と連携した周知を行う。</u> - 特定健診未受診者に対するオプション検査等を含めた自己負担無料の<u>健診機関主催による</u>集団健診（出張会場）勧奨対象者の拡大を図るとともに、<u>支部主催による集団健診（出張会場）を開催する。</u> - 検査項目の充実ニーズに対応するため、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者にも提供する。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 <u>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。</u>そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。	- 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、健康宣言事業所には職員が訪問等を行い、重点的かつ優先的に働きかける。 - 生活習慣病予防健診の予約手続きにおける利便性を高めるため、受診可能健診機関や出張会場の開催場所及び日程を容易に検索できる支部独自サービスの<u>周知を行う。</u> 【特定健康診査】 - 協会の特定健診と市町村のがん検診の同時受診が可能である健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて周知を行う。 - 特定健診未受診者に対するオプション検査等を含めた自己負担無料の集団健診（出張会場）<u>を周知するとともに、</u>勧奨対象者の拡大を図る。 - 検査項目の充実ニーズに対応するため、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者にも提供する。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 <u>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。</u>そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。<u>また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。</u> ・ <u>遠隔面談等の ICT を活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。</u> ii) 特定保健指導の質の向上 ・ 第4期<u>の</u>特定保健指導にお<u>ける</u>「評価体系の見直し」^(※)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行い、量的拡充とともに、特定保健指導の質の向上を図る。 (※) 特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する。 ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>20.1</u>%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>20.7</u>%以上とする	が高い。 ③ 特定保健指導の実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・ 2022 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・ <u>2024 年度から開始される</u>第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」^(※)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、<u>協会における運用</u>、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行い、量的拡充とともに、特定保健指導の質の向上を図る。 ・ また、特定保健指導の成果の見える化を図る<u>とともに、ICT を組み合わせた特定保健指導を推進する。</u> (※) 特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する。 ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>13.5</u>%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>17.6</u>%以上とする

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
(具体的な取組) ・ 特定保健指導の実施が可能である健診機関の拡充にあたっては、生活習慣病予防健診実施機関(以下、「<u>実施機関</u>」という。)に対する次年度契約更新に向けた説明会など、さまざまな機会を捉え、働きかけを行う。 ・ 報奨金を活用し、<u>実施機関における量的拡充</u>を促す<u>とともに</u>、実施率が低調な実施機関については、他の実施機関の好事例の横展開や、支部保健師を適宜派遣し、健診当日の特定保健指導の実施手順について指導を行う。 ・ 特定保健指導専門機関において遠隔面談等の ICT を活用し、量的拡充とともに加入者の利便性の向上を図る。 ・ 特定保健指導未実施の健康宣言事業所等に職員による訪問や架電を行い、実施率向上を図る。 ・ 特定保健指導の初回面談から3か月経過した対象者へ、改善努力の効果測定を目的とした血液検査を実施し、完遂への意欲<u>とともに健康づくりサイクルの定着を図る</u>。 ・ 被扶養者の集団健診の際に初回面談を推進する。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 <u>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。</u>そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。	(具体的な取組) ・ 特定保健指導の実施が可能である健診機関の拡充にあたっては、生活習慣病予防健診実施機関に対する次年度契約更新に向けた説明会など、さまざまな機会を捉え、働きかけを行う。 ・ 実施率が低調な実施機関については、他の実施機関の好事例を横展開<u>するとともに</u>、支部保健師を適宜派遣し、健診当日の特定保健指導の実施手順について指導を行う。 ・ 特定保健指導専門機関を活用し、量的拡充とともに加入者の利便性の向上を図る。 ・ 特定保健指導未実施の健康宣言事業所等に職員による訪問や架電を行い、実施率向上を図る。 ・ 特定保健指導の初回面談から3か月経過した対象者へ、改善努力の効果測定を目的とした血液検査を実施し、完遂への意欲を<u>高める</u>。 ・ 報奨金を活用し、<u>健診機関に対し、実施率向上</u>を促す。 ・ 被扶養者の集団健診の際、初回面談の実施が可能である健診機関の<u>拡大を図る</u>。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 <u>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。</u>そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
④ 重症化予防対策の推進 ・ <u>血圧、血糖、脂質等に着目した</u>未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ <u>胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。</u> ・ <u>未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</u> ・ <u>従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。</u> ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI： <u>血圧、血糖、脂質の未治療者において</u>健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合^(※)を対前年度以上とする <u>※2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u> （具体的な取組） ・ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない<u>対象者には文書</u>による二次勧奨を、<u>対象者のうち重症域である者には電話による二次勧奨を実施する。</u> ・ 糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムの実施にあたっては、横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市の医師会を通じて、かかりつけ医と連携しつつ、実施する。地域の拡大については、自治体の動向や、対象者の発生状況等を踏まえて検討する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。	を向上させることは、困難度が高い。 ④ 重症化予防対策の推進 ・ <u>従来のメタボリックシンドローム対策としての</u>未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、<u>特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</u> ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI： 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする （具体的な取組） ・ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない<u>者に対して電話</u>による二次勧奨を<u>実施する</u>。重症域である<u>対象者であり、かつ電話による勧奨が行えなかった対象者には、文書による勧奨を行う。</u> ・ 糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムの実施にあたっては、横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市の医師会を通じて、かかりつけ医と連携しつつ、実施する。地域の拡大については、自治体の動向や、対象者の発生状況等を踏まえて検討する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所数の更なる拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ・ 中小企業における健康づくりを推進するため商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施し、事業所における取組の底上げを図る。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,660 事業所以上（※）とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

（具体的な取組）

- ・ 健康保険委員を中心に加入事業所への文書勧奨及び健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・ 健康宣言事業所に対するフォローアップとして、食事、飲酒、運動等の事業所のリスクに応じた生活習慣の改善や、喫煙対策、メンタルヘルス対策を含めた健康づくり講座等（関係団体や支部保健師等による無料講座、ビデオオンデマンドによる動画配信、DVDの貸出等）を提供するとともに、事業所において健康づくりに継続的に取り組むための資材等の提供に向

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ かながわ健康企業宣言の参加事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所カルテの積極的な活用や、健康宣言内容の標準化（健診実施率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図る。また、家族を含めた事業所における健康づくりの支援等を拡充する。
- ・ かながわ健康企業宣言参加事業所の健康増進のため、健診結果等を分析し、事業所のリスクに応じた健康づくりサポートを行う。
- ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,580 事業所以上（※）とする

（具体的な取組）

- ・ 健康保険委員を中心に加入事業所への文書勧奨及び健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・ 健康宣言事業所に対するフォローアップの一環として、食事、飲酒、運動等の生活習慣や喫煙対策、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくりの支援（支部保健師等による無料講座、ビデオオンデマンドによる動画配信、DVDの貸出等）を拡充する。
- ・ かながわ健康企業宣言参加事業所の更なる健康増進のため、健診結果等

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
<u>けた検討を行う。</u> 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、家族を含めた健診や特定保健指導の実施に向けて積極的な働きかけを行う。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。	<u>を分析し、事業所のリスクに応じた取組目標の設定を促すことや、健康づくりサポートの利用勧奨を行う。</u> <u>健康宣言事業所の取組の着手、ステップアップを促すことや取組の横展開のため、取組事例集を作成する。</u> - 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、家族を含めた健診や特定保健指導の実施に向けて積極的な働きかけを行う。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。
（３）医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 <u>・ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。</u> ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 <u>・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。</u> <u>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</u>	（３）医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ii) 上手な医療のかかり方 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
<u>・国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</u> <u>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</u> iii）上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・<u>かかりつけ薬局</u>を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 <u>・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</u> i）～iii）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 ■ KPI： <u>1）医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする</u> ※2 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする <u>2）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</u>	外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、<u>関係団体とも連携しつつ</u>、加入者への周知・啓発を図る。 i）、ii）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤
（具体的な取組） ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ・ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、医療機関のデジタルサイネージなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。	（具体的な取組） ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ・ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、医療機関のデジタルサイネージなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
「上手な医療のかかり方」について、県や医療関係者等と連携し、ポスター掲示等を通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、健康保険委員を通じた広報を強化する。 <u>県の会議等</u>において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進、<u>バイオシミラー、ポリファーマシー、フォーミュラリ等の普及</u>に向けた意見発信を行う。 【重要度：高】 <u>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u> <u>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</u> 【困難度：高】 <u>ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u>	「上手な医療のかかり方」について、県や医療関係者等と連携し、ポスター掲示等を通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、健康保険委員を通じた広報を強化する。 - 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 【重要度：高】 <u>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。</u> <u>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</u> 【困難度：高】 <u>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u>

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 - 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 - 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 - 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 （具体的な取組） - 神奈川県から提供されたデータや本部から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。	② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 - 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 - 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 - 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 （具体的な取組） - 神奈川県から提供されたデータや本部から提供されたデータ（ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療）等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
③ インセンティブ制度の実施及び検証 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 - 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 （具体的な取組） - 支部ホームページや広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。	③ インセンティブ制度の実施及び検証 2021 年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 - 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 （具体的な取組） - 支部ホームページや広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。
（４） 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 - 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 - このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。 - 具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域の関係団体等と連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている。 <u>・「令和7年度支部広報計画」に基づき、特に最重点広報テーマの「令和8年度保険料改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業所の一層の理解を得ていけるよう、広報内</u>	（４） 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 - 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 - このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。 - 具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域の関係団体等と連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている。 - 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 - 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
<u>容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</u> ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。<u>また、加入者へ直接届けられることができる媒体である SNS (LINE)、メールマガジンの活用に取り組む。</u> ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。 ■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>57.7%</u>以上とする 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする <u>3) SNS (LINE 公式アカウント) を用いて、毎月情報発信を行う。</u> (具体的な取組) ・ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。 ・ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジン、<u>SNS (LINE) や WEB 等</u>を活用した広報を実施する。特に、加入者のヘルスリテラシーの向上を図るための情報提供を強化する。このほか、最重点広報として「<u>令和8年度保険料率改定</u>」、「<u>健診体系の見直し</u>」(現役世代への<u>健診事業の拡充</u>)について広報を実施する。 ・ 神奈川支部加入者の健診結果の分析によると、食事、飲酒、喫煙に関する生活習慣の要改善者の割合が全国平均より高いことから、これらに関する健康情報や時短レシピなどを定期的にホームページ等に掲載し、加入者・事業主の健康づくりの取組を支援する。 ・ 新規適用事業所に「協会けんぽ GUIDEBOOK」を配布することにより、協会けんぽや健康保険制度の理解を深め、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせた健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、効果的に勧奨を実施する。	活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。 ■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 58.8%以上とする 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする (具体的な取組) ・ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。 ・ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンや WEB 等を活用した広報を実施する。特に、加入者のヘルスリテラシーの向上を図るための情報提供を強化する。このほか、最重点広報として「健康づくりサイクルの定着」について広報を実施する。 ・ 神奈川支部加入者の健診結果の分析によると、食事、飲酒、喫煙に関する生活習慣の要改善者の割合が全国平均より高いことから、これらに関する健康情報や時短レシピなどを定期的にホームページ等に掲載し、加入者・事業主の健康づくりの取組を支援する。 ・ 新規適用事業所に「協会けんぽ GUIDEBOOK」を配布することにより、協会けんぽや健康保険制度の理解を深め、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせた健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、効果的に勧奨を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
- 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 - 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。	健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備
I) 人事・組織 (1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 - 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 - 支部の課題等に応じた支部独自の研修を行うほか、本部主催の多様な研修等へ多くの職員を参加させる。 (具体的な取組) 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせる人材育成を推進する。 - 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。また、通信教育講座による自己啓発の支援について利用を促す。 - 支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。	I) 人事・組織 (1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 - 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 - 支部の課題等に応じた支部独自の研修を行うほか、本部主催の多様な研修等へ多くの職員を参加させる。 (具体的な取組) 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせる人材育成を推進する。 - 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。また、通信教育講座による自己啓発の支援について利用を促す。 - 支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。
(2) 働き方改革の推進 <u>協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。</u> - 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラス	(2) 働き方改革の推進 <u>すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</u> - 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラス

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
メント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 - また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 (具体的な取組) - 効率的に業務を行い、残業時間の削減を図る。 - 職場研修等を通じ、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を行う。 - 幹部職員が積極的に部下へ声掛けを行い、年次有給休暇や育児休業の取得を促す。	メント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 - また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 (具体的な取組) - 効率的に業務を行い、残業時間の削減を図る。 - 職場研修等を通じ、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を行う。 - 幹部職員が積極的に部下へ声掛けを行い、年次有給休暇や育児休業の取得を促す。
(3) 個人情報の保護の徹底 - 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 - 支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 (具体的な取組) - アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 - チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。 - ダブルチェックを徹底し、個人情報の誤送付等による漏洩を防止する。 - 支部において個人情報保護管理委員会を開催し、支部における個人情報保護に係る取組の基本方針、計画等を検討し、その進捗状況の確認を行うことで、支部職員の個人情報保護に関する意識の醸成・啓発を図る。	(3) 個人情報の保護の徹底 - 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 - 支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 (具体的な取組) - アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 - チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。 - ダブルチェックを徹底し、個人情報の誤送付等による漏洩を防止する。 - 支部において個人情報保護管理委員会を開催し、支部における個人情報保護に係る取組の基本方針、計画等を検討し、その進捗状況の確認を行うことで、支部職員の個人情報保護に関する意識の醸成・啓発を図る。
(4) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。	(4) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部	令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部
・ 支部コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等、相談窓口の周知を継続的に実施する。 （具体的な取組） ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を周知・徹底する。 ・ 支部コンプライアンス委員会を開催し、支部におけるコンプライアンスに係る取組の基本方針、計画等を検討し、その進捗状況の確認を行うことで、支部職員のコンプライアンスに関する意識の醸成・啓発を図る。	・ 支部コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等、相談窓口の周知を継続的に実施する。 （具体的な取組） ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を周知・徹底する。 ・ 支部コンプライアンス委員会を開催し、支部におけるコンプライアンスに係る取組の基本方針、計画等を検討し、その進捗状況の確認を行うことで、支部職員のコンプライアンスに関する意識の醸成・啓発を図る。
（５）費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする （具体的な取組） ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。	（５）費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする （具体的な取組） ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部

令和7年度神奈川支部事業計画 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	参考：令和5年度末
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ② サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする <u>2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する</u> <u>3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</u>	1) 100% <u>2) 【新設】</u> <u>3) 【新設】</u>
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑤ レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率 ^(※) について対前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	1) 【新設】 (令和6年度から KPI として設定) 2) 8,301 円
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑥ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	1) 【新設】 (令和6年度から KPI として設定)

令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部

令和6年度神奈川支部事業計画 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	参考：令和4年度末
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ② サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	1) 100% 2) 97.0%
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑤ レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率 ^(※) について対前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	1) 【新設】 (令和6年度から KPI として設定) 2) 7,902 円
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑥ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする <u>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする</u> <u>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする</u>	1) 【新設】 (令和6年度から KPI として設定) 2) 83.17%

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部			令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部		
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮			2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
具体的施策	KPI	参考：令和5年度末	具体的施策	KPI	参考：令和4年度末
(2) 健康づくり ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>56.6%</u> 以上とする 2) 事業者健診データ取得率を <u>5.9%</u> 以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>28.4%</u> 以上とする	1) 50.8% (※1) 2) 3.0% 3) 25.1%	(2) 健康づくり ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を 56.0%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 5.2%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 27.2%以上とする	1) 60.4% (※) 令和6年度から実施率の算出方法を変更。なお、変更後の算出方法と類する令和4年度インセンティブ制度の「特定健診等の実施率」は 48.2%。 2) 4.0% 3) 24.4%
(2) 健康づくり ③ 特定保健指導実施率及び質の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>20.1%</u> 以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>20.7%</u> 以上とする	1) 12.1% 2) 17.2%	(2) 健康づくり ③ 特定保健指導実施率及び質の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を 13.5%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 17.6%以上とする	1) 9.7% 2) 13.2%
(2) 健康づくり ④ 重症化予防対策の推進	<u>血圧、血糖、脂質の未治療者において</u> 健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合 (※) を対前年度以上とする (※) 2025 (令和7) 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	<u>31.6%</u> (※1)	(2) 健康づくり ④ 重症化予防対策の推進	健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする	<u>11.5%</u> (※) 令和6年度から受診率の算出方法を変更。なお、変更後の算出方法と類するインセンティブ制度の令和4年度「医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率」は 33.9%。
(2) 健康づくり ⑤ コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,660</u> 事業所 (※) 以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	1,290 事業所	(2) 健康づくり ⑤ コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 1,580 事業所 (※) 以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	995 事業所

(※1) 令和6年度からの KPI 算出方法変更に伴い、変更後の算出方法に基づく実績値を記載している。そのため、令和6年度第1回全国健康保険協会神奈川支部評議会（令和6年7月24日開催）の資料2「令和5年度神奈川支部事業報告」により報告した令和5年度実績値とは一致しない。

令和7年度 全国健康保険協会神奈川支部			令和6年度 全国健康保険協会神奈川支部		
(3) 医療費の適正化 ① 医療資源の適正使用	<u>1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）^(※)を年度末時点で対前年度以上とする</u> (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする <u>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</u>	1) 82.9% 2) 【新設】	(3) 医療費の適正化 ① 医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品使用割合 ^(※) を年度末時点で対前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	81.1%
(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	<u>1) SNS(LINE 公式アカウント)を用いて、毎月情報発信を行う</u> 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>57.7%</u> 以上とする。 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする	1) 【新設】 2) 58.3% 3) 24,233 事業所	(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 58.8%以上とする。 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする	1) 57.6% 2) 22,743 事業所
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備			3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
具体的施策	KPI	参考：令和5年度末	具体的施策	KPI	参考：令和4年度末
Ⅱ) 内部統制等 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	0%	Ⅱ) 内部統制等 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	6.3%